# 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

令和８年６月改定

泉　南　市

【目　次】

はじめに

１．使用料・手数料設定に関する基本的な考え方

２．使用料・手数料とは

３．受益者負担のあり方

４．原価（コスト）及び使用料・手数料の算定

５．改定額の設定

６．その他調整事項

## はじめに

使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが重要です。受益者負担が必要な行政サービスに対して適切な負担を求めるため、平成 15 年 10 月より全庁的な料金改定を実施し、以降４年ごとに見直しを行っています。

また、平成 31 年４月に制定された「泉南市健全な財政運営に関する条例」では、使用料・手数料の見直しが条文化されており、受益者負担の適正化が求められています。これまで「泉南市行財政改革集中改革プラン」や「行財政改革実施計画」に基づき、使用料・手数料の見直しをはじめとする行財政改革の施策を進め、適正な財政運営の実現に向けた取組を推進してきました。また、令和８年６月には「泉南市行政経営の取組方針」を改定し、持続可能な行財政運営を目指し、積極的な行財政改革の推進に取り組んでいます。

市民負担の公平性を確保するため、今後とも時代に見合った受益者負担の適正化に向けて取り組むとともに、条例に規定されていない使用料・手数料に準じる雑入についても、上記の趣旨を踏まえ、４年ごとに見直しを行います。

今回の見直しにおいては、受益者負担割合や使用料算定における指定管理施設に係る経費の取扱いの明確化を図り、より実態に即した分かりやすい料金算定となるよう基本方針を整理しました。

## １．使用料・手数料設定に関する基本的な考え方

### （１）受益者負担の原則

地方自治体が提供する行政サービスの中には、特定の人に対して利益が生じるものがあります。例えば、住民基本台帳を整備・管理することは市町村の義務ですが、住民票の写しを交付することは、交付を請求した人にのみ利益が発生するものと考えられます。このような場合、行政サービスの受益者が費用を負担せず、市民全体の税金で費用を負担すると、受益者が市民全体の負担で特別の利益を得る一方で、それ以外の市民は費用のみを負担して利益を享受できないという不公平が生じます。

このように、特定の人に対する行政サービスの受益者は応分の費用を負担すべきという考えを「受益者負担の原則」といい、これを使用料・手数料の設定に関する基本原則とします。

### （２）算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に適切な負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を確保する必要があります。そこで施設の利用やサービスの提供に係る原価（コスト）を明らかにし、原価と受益者負担に基づく統一的な料金の算出方法を定めます。

### （３）経費節減、サービス向上の取組

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理経費が原価計算の基礎となることから、市は可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減を進め、原価の削減を図ります。あわせて、利用促進策による稼働率向上や利用満足度を高めることにより利用者を増加させ、収入増を図ります。

### （４）定期的・継続的な見直しの実施

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されます。このため、使用料・手数料の見直しは定期的に行われる必要があり、原則として４年ごとに使用料・手数料全体の見直しを実施することとします。また、定期的な見直し以外にも、法律や府内統一基準額の改正、施設の広域利用の促進、急激な社会情勢の変化など必要が生じた場合には、随時見直しを行います。

ただし、指定管理者制度導入施設に係る使用料の見直しについては、指定期間の更新時期に実施することとし、全庁的な見直しとの整合を図りつつ、条例上の上限額等の整理を行います。

また、本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行います。

## ２．使用料・手数料とは

### （１）使用料・手数料の定義

使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その利用者から徴収する金銭（地方自治法第 225 条）で、道路占用料、公営住宅使用料、文化ホール使用料等があります。

手数料とは、特定の人に対して行う事務に必要な費用を徴収する金銭（地方自治法第 227 条）で、戸籍謄抄本交付手数料、納税証明手数料等があります。

### （２）見直しの対象とする使用料・手数料

原則として、全ての使用料・手数料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料・手数料についても本方針に基づいて料金の検討を行います。

ただし、本方針に定める原価計算に基づく料金設定を行うことが適切でないと考えられる以下のものについては、別の方法により料金設定を行います。

**【見直しの対象外】**

**①政令に定めのあるもの**

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等により標準額が定められている手数料については、特段の事情がない限り政令に従うものとします。

（例）戸籍謄抄本交付手数料、自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査手数料

**②対象とすべき経費が存在しないもの**

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料は、本来の施設利用の目的外使用である場合が多く、原価となるべき経費がそもそも存在しないことから、土地や建物の価値や市場での取引状況などを参考にし、貸付料の算定方法に準じて料金を設定します。

（例）道路占用料、行政財産目的外使用料

**③その他、別の基準により定められているもの**

大阪府の条例に準拠して料金を設定しているもの等、別の基準により料金を定めているものについては、原価計算に基づく料金設定の対象外とします。

（例）犬の登録手数料、屋外広告物法に基づく申請に対する許可手数料

### （３）公営企業に関する使用料の取扱い

地方公営企業に係る使用料は、地方公営企業法の規定により公共性と経済性が発揮されるよう、経営計画に基づき料金を設定しますが、本方針の趣旨を踏まえ、使用料の妥当性について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

## ３．受益者負担のあり方

市が行う行政サービスを性質別に分類し、施設の維持管理やサービスの提供に係る原価（コスト）を明確にした上で、利用者に負担を求める割合と、市税等により市民全体で負担する割合を設定し、料金の見直しを行います。

### （１）使用料

市が提供する行政サービスには、道路や公園等のように市民の日常生活には欠かせないもので、市場原理によっては提供されにくいものから、テニスコートのように特定の利用者が利益を受け、民間においても類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたります。

このため、市が提供する行政サービスを「市場性」と「必需性」の観点から性質別に分類し、その区分ごとに「公費負担（市が負担)」と「受益者負担（利用者が負担)」の割合を定めます。

**①使用料の受益者負担区分**

| 受益者負担割合 | 分類区分 | 施設名等 |
|---|---|---|
| ０％ | 公費負担を原則とするもの | 道路、公園、小・中学校、図書館、老人集会場（施設本来の設置目的による利用） |
| ２５％ | 大部分を公費負担とするもの | |
| ５０％ | 公費負担、受益者負担を半々とするもの | 公民館、文化ホール、総合福祉センター、防災コミュニティセンター、老人集会場（貸室利用)、市民体育館、市民球場、学校施設（グラウンド、体育館)、南部防災拠点（グラウンド、体育館)、公園（グラウンド)、青少年の森、留守家庭児童会、幼稚園（預かり保育)、認定こども園（延長保育、預かり保育)、幼稚園バス、火葬場 |
| ７５％ | 大部分を受益者負担とするもの | テニスコート |
| １００％ | 受益者負担を原則とするもの | 駐車場、店舗 |

※上記の区分は基本的な考え方であり、個別の施設の状況等を踏まえ、受益者負担割合を設定するものとする。

**＜受益者負担区分の基本的な考え方＞**

**（ア）市場性に関する基準**

| 区分 | 市場性（民間施設の代替性）による分類 |
|---|---|
| Ⅰ（高） | 民間において同種又は類似するサービスが、市域又は周辺地域において広く提供されているもの |
| Ⅱ（中） | 民間によるサービス提供が期待できる施設 |
| Ⅲ（低） | 民間において同種又は類似するサービスが、市域又は周辺地域において提供されていない、又はほとんど提供されていないもの |

**（イ）必需性に関する基準**

| 区分 | 必需性による分類 |
|---|---|
| A（高） | 日常生活において必要な施設又は社会的・経済的弱者の擁護・支援など公共性の高い施設 |
| B（中） | 日常生活の質の向上や社会参加の機会の確保に資するものであって、一定の受益者の利便を図る施設 |
| C（低） | 日常生活を便利で快適なものにするため個人の価値観や嗜好に応じて選択的に利用できる施設 |

**（ウ）性質別分類による受益者負担割合**

| 市場性 | A | B | C |
|---|---|---|---|
| Ⅰ | ５０％ | ７５％ | １００％ |
| Ⅱ | ２５％ | ５０％ | ７５％ |
| Ⅲ | ０％ | ２５％ | ５０％ |

（市場性：高 ↑ ↓ 低　／　必需性：高 ← → 低）

**（２）手数料**

手数料は、サービスを利用する人に対し、その役務の提供に要する費用の負担を求めるものであり、受益者負担割合は原則として 100%とします。

## ４．原価（コスト）及び使用料・手数料の算定

### （１）使用料

#### ①原価（コスト）の対象となる経費

適正な使用料を設定するためには、施設の利用等に要する原価（コスト）を算定する必要があることから、対象とする経費は以下のとおりとします。

**（ア）経常的維持管理経費**

消耗品費、光熱水費、委託料、保険料、維持修繕費など、施設の維持管理に要する経費を計上します。

指定管理施設については、指定管理者が施設の管理運営のために支出した人件費及び物件費の総額を、指定管理者から提出された事業報告書に基づき算出します。

なお、施設の維持管理又はサービスの提供に直接要しない経費及び自主事業に要した経費は、原則として含めません。

**（イ）減価償却費**

固定資産台帳に基づき、建物に係る減価償却費を計上します。

なお、減価償却費は施設サービスの提供に伴う資産の消耗を一定程度反映するための経費として位置づけます。

**（ウ）施設管理に係る人件費**

使用申請の受付・許可、使用料の徴収、施設の日常管理、保守委託契約等、施設サービスの提供に直接要する事務に係る人件費を計上します。

なお、部課の一般管理事務、予算要求、議会対応その他施設サービスの提供に直接要しない事務に係る人件費は、原則として含めません。

指定管理施設については、指定管理者との契約事務、指定管理料の支出、履行確認等に係る人件費を計上します。

#### ②原価（コスト）の算定

使用料の原価（コスト）は、年間経費を全体面積（事務室を含み、共用部分を除く）で除して１㎡当たりの原価を求め、これに貸出対象面積を乗じて貸出部分の原価を算出します。さらに、これを年間使用可能時間に稼働率を乗じた時間で除して、１時間当たりの原価を求めます。

なお、稼働率については、施設の利用実態等を踏まえて設定するものとしますが、過度に低い稼働率を適用することにより使用料が著しく高額となることを防ぐため、50%を下限とします。

#### ③使用料の算定

使用料（算定料金）は、１時間当たりの使用料原価に貸出時間を乗じた額に、受益者負担割合を乗じて算定します。

**（２）手数料**

**①原価（コスト）の対象となる経費**

適正な手数料を設定するためには、サービスの提供に要する原価（コスト）を算定する必要があるため、対象とする経費は以下のとおりとします。

**（ア）役務の提供に係る人件費**

申請の受付及び審査、証明書等の交付、手数料の徴収等に要する人件費を計上します。

**（イ）申請書用紙等の作成に係る経費**

消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料等、書類作成等に要する経費を計上します。

**②原価（コスト）の算定**

手数料の原価（コスト）は、処理時間に１分当たりの人件費を乗じて得た額に、１件当たりの書類作成等に係る経費を加算して算定します。

**③手数料の算定**

手数料（算定料金）は、算出した手数料原価に受益者負担割合を乗じて算定します。なお、手数料については、受益者負担割合を原則 100％とします。

**（１）使用料の算定式**

**①年間経費**

（経常的維持管理経費 ＋ 減価償却費 ＋ 施設管理に係る人件費）

**②１時間当たりの使用料原価**

（年間経費 × 貸出対象面積 ÷ 全体面積 ÷ 年間使用可能時間 ÷ 稼働率）

**③使用料（算定料金）**

（１時間当たりの使用料原価 × 貸出時間 × 受益者負担割合）

**（２）手数料の算定式**

**①手数料原価**

（１件当たりの処理に係る人件費 ＋ １件当たりの作成経費）

**②手数料（算定料金）**

（手数料原価 × 受益者負担割合）

※上記の方法により原価算定を行うことが適当でない場合は、受益者負担の原則に基づき、適切な方法により原価計算を行います。

※使用料の受益者負担割合は、P. ４「①使用料の受益者負担区分」を参照してください。

## ５．改定額の設定

### （１）改定の対象

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正料金（算定料金）と現行料金を比較し、乖離がある場合には、その是正のための改定を行う必要があります。しかし、わずかな乖離に基づき頻繁に改定を行うことや、大きな乖離が生じるまで改定を見合わせ、後に大幅な改定を行うことは、いずれも望ましくありません。この基準は、少額の料金帯において過度に細かな改定が生じることを避けるとともに、高額の料金帯において一定割合以上の乖離を適切に是正する観点から設定するものです。

理論上の適正料金と現行料金を比較し、一定の基準以上の乖離があるものを改定の対象とします。

| 使用料・手数料の額 | 現行料金との乖離基準 |
|---|---|
| 500 円未満 | 50 円 |
| 500 円以上 | 10% |

### （２）料金改定の単位

利用者の利便性及び窓口における料金取扱事務の効率性等を考慮し、料金改定の単位は以下のとおりとします。なお、算定料金に単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

ただし、個別の事情に応じて改定単位を変更する必要がある場合は、この限りではありません。

| 使用料・手数料の額 | 改定の単位 |
|---|---|
| 100 円未満 | 1 円 |
| 100 円以上 1,000 円未満 | 10 円 |
| 1,000 円以上 | 100 円 |

### （３）激変緩和措置

前述の方法により使用料・手数料を算定した結果、なお現行料金との間に大きな乖離が生じる場合には、利用者負担の急激な増加を避けるため、必要な激変緩和措置を講じます。

このため、使用料・手数料の改定にあたっては、原則として、改定後の額は現行料金の 1.2 倍を上限（現行料金が 500 円未満の場合は 1.5 倍を上限）とします。

| 使用料・手数料の額 | 改定上限率 |
|---|---|
| 500 円未満 | 1.5 倍 |
| 500 円以上 | 1.2 倍 |

## ６．その他調整事項

### （１）近隣自治体及び市場価格との均衡

使用料・手数料の改定にあたっては、まず前述した方法により原価及び算定料金を算定し、その上で近隣自治体、同種の民間施設等の状況を踏まえ、必要に応じて調整を行います。

### （２）新規の料金設定

新規の料金設定については、市の類似料金や近隣自治体、同種の民間施設等の設定状況を踏まえ、適正な料金を設定します。

### （３）市外利用者等の取扱い

市外の人や営利目的で公共施設を利用する場合は、使用料を割増しすることができるものとします。ただし、その適用にあたっては、利用状況や稼働率等を考慮した上で慎重に判断することとします。

### （４）利用者の利便性向上を目的とする使用料等の取扱い

公共の福祉の観点から、公的個人認証サービスの利用など、利用者の利便性向上を目的とする料金については、原価に基づく水準を参考としつつ、当該目的を達成するために必要な水準を考慮して設定することとします。

### （５）料金設定の例外

#### ①政策的観点による料金設定の取扱い

行政目的の達成、施設の設置趣旨、利用促進その他の政策的観点から必要がある場合は、前述の算定結果を踏まえつつ料金の調整を行うほか、必要に応じて現行料金を改定しない場合があります。

#### ②利用促進の観点による料金設定の取扱い

特に、稼働率が低い施設については、利用実態や需要動向を踏まえ、利用促進の観点から、利用区分や料金区分の見直し、時間帯別料金、割引制度の導入等について検討を行うこととします。